

島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、島根県が発注する公共工事において、CCUSを導入・利用した工事に対するカードリーダー設置費用等の計上方法、総合評価方式及び工事成績評定の加点基準について必要な事項を定めたものである。

なお、令和4年8月1日以降適用の「島根県建設キャリアアップシステム活用推進工事实施要領」は廃止する。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、(一財)建設業振興基金である。
- ・「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- ・「就業履歴数」とは、CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等により工事現場への入場について就業履歴を登録された数をいう。
- ・「現場利用料(カードタッチ費用)」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。
- ・「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・「登録事業者」とは、元請事業者及び下請事業者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関するCCUSの利用者をいう。
- ・「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・「登録技能者」とは、技能者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・「登録事業者率」とは、CCUS登録事業者の数／元請事業者及び下請事業者の数をいう。
- ・「登録技能者率」とは、CCUS登録技能者の数／技能者の数をいう。
- ・「就業履歴蓄積率」とは、CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数をいう。
- ・「計測日」とは、登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の現場着手から2箇月後を初回とし、以降3箇月に1回の頻度で設定することを標準とする。なお、平均値の算定に必要な計測日が3回以上となるよう必要に応じ計測間隔を変更すること。
- ・「平均登録事業者」とは、登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・「平均登録技能者率」とは、登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・「平均就業履歴蓄積率」とは、就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3 CCUSの活用にかかる費用

1) 対象工事

島根県が発注する工事のうち土木部所管事業及び農林水産部所管(農業農村整備事業・森林整備

事業)を対象とする。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業費は充当しないこと。

2) 費用計上の基準

対象工事において次の5項目(以下、「導入5項目」という。)を達成した場合、カードリーダー設置費用(新規購入分)及び現場利用料について、支出実績に基づき精算変更できるものとする。ただし、他の助成金等を利用する場合は対象外とする。

活用項目	基準
① 事業者登録	元請事業者。下請事業者の登録は問わない。
② 技能者登録	1名以上の技能者の登録
③ 現場登録	当該現場の登録
④ 就業履歴の蓄積	1回以上の就業履歴数の蓄積
⑤ 現場へカードリーダー等の設置	当該現場での設置

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は①、②の条件は満たしているものとする。

3) 実施方法

受注者が費用を請求する場合は、精算変更までに別紙「建設キャリアアップシステム 工事打合簿(費用請求記載例)」に従い、工事打合簿により協議する。

4) 費用の積算方法

費用は工事請負率の対象とし、以下のとおり支出実績に基づき現場管理費として積み上げ計上する。なお、諸経費については、全て対象外とする。

(1) カードリーダー設置費用等

購入を証明する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を次のとおり計上する。

カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (パソコン、タブレット等)	通信費
OS	単価 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
Windows	1万円(税抜)を上限	2	計上しない	計上しない
iOS	3万円(税抜)を上限			

施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用計上しない。また、耐用年数(4年)が経過するまで適切に管理すること。

(2) 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することができるものとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

4 総合評価方式における加点について

1) 対象工事

島根県農林水産部及び土木部が所管する工事を対象とする。なお、総務部及び防災部が所管する工事においても対象とすることができる。

2) 評価基準と加点

CCUSの活用を評価項目とした総合評価方式の入札において、本要領3-2)に掲げる「導入5項目」

を確約した場合に技術評価点に加点する。

3) 確約の確認方法

技術資料の提出時に「建設キャリアアップシステム活用確約書」の提出を求めるものとする。

詳細については、当該工事の入札説明書を参照すること。

「CCUSの活用」を確約した受注者は、2)に掲げる基準を達成したことを証明するため、工事完成後に証明書類(システムから出力した帳票「現場・契約情報」など)を発注者へ提出し、確認を受けるものとする。

なお、総合評価方式において加点されたにもかかわらず、基準を達成しなかった場合は工事成績評定で減点するものとする。

5 工事成績評定要領に基づく加点について

1) 対象工事

島根県農林水産部及び土木部が所管する工事を対象とする。

2) 実施方法

受注者がCCUSについて、工事期間中に継続して就業履歴等の蓄積を行う場合は、契約の締結後、別紙「建設キャリアアップシステム工事打合せ簿(着手時記載例)」に従い工事打合せ簿で確認する。

3) その他

各評価基準及び達成状況の確認方法については、「工事成績評定要領における創意工夫の加点措置要領」第4による。

6 その他

1) 本要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

2) CCUSへの登録及びシステム操作等に関する問合せ等は、管理主体の一般財団法人建設業振興基金に直接行うこと。

7 附則

1) この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。なお、この要領の施行日以前に起工した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できるものとする。

「3 CCUSの活用にかかる費用 1) 対象工事」のただし書きについては、令和6年2月22日以降協議があった工事から適用する。なお、適用日以前に協議があった工事についても、受発注者間の協議により適用できるものとする。

2) この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。